

# (介護予防)小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

## (短期利用居宅介護)

〈令和7年4月1日現在〉

### 1 指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人金澤会		
代表者氏名	理事長 金澤 知徳		
本社所在地 連絡先	(住所)	熊本市西区島崎2丁目22-15	
	(電話)	096-354-1731	(FAX) 096-354-1736
法人設立年月日	昭和21年8月1日		

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所 せいじの大和		
事業所番号	4390103176		
管理者	池田 真佐美 (いけだ まさみ)		
所在地 連絡先	(住所)	熊本市西区花園4丁目3-43	
	(電話)	096-312-5515	(FAX) 096-312-5575

#### (2) 事業所の目的

要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護[指定介護予防小規模多機能型居宅介護]を提供することを目的とします。

#### (3) 当事業所の運営方針

- ・ 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 通いを中心とし、利用者の様態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

#### (4) 短期利用介護は、次の場合に限り、当該事業所に登録のない者に対し、サービスを提供します。

- ・ 当該事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
- ・ 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(以下「居宅介護支援専門員」という。)が、緊急に利用することが必要と認めること。
- ・ 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- ・ 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

#### (5) 事業所の職員体制

##### 管理者 1名(常勤兼務)

- ・ 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。
- ・ 法令等において規定されている(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

##### 介護支援専門員 1名以上(常勤兼務)

- ・ 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。
- ・ 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

##### 介護従業者

##### 看護職員 1名以上

- ・ 健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行います。

##### 介護職員 12名以上

- ・ 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。

(6) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日	年中無休
通常の事業の実施地域	熊本市	

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスをご利用になれません。

(7) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
宿泊サービス利用定員	6名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防)短期利用居宅介護計画書の作成	1 短期利用居宅介護サービスは、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
相談・援助等	1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

《(介護予防)短期利用居宅介護費》

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	424	4,240円	424円	848円	1,272円
要支援2	531	5,310円	531円	1,062円	1,593円
要介護1	572	5,720円	572円	1,144円	1,716円
要介護2	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
要介護3	709	7,090円	709円	1,418円	2,127円
要介護4	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護5	843	8,430円	843円	1,686円	2,529円

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

介護保険負担割合証に記載された負担割合が利用料金となります。

加算	基本単位	利用料	内容
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7日間を限度として算定
サービス提供体制強化加算(I)	25	250円/日	介護従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円/日	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.9%		上記(3)(4)の算定した単位数の合計の10.2%

#### (5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

- ① 食事の提供に要する費用 朝食 400円/回  
(おやつ代含む) 昼食 650円/回  
夕食 600円/回

- ② 宿泊に要する費用 2,900円/1泊

#### ③ その他

日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。

- ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの
- ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

#### 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

毎月15日までに前月分の請求をいたします。下記方法で月末までにお支払いください。

- ① 直接お支払いください。
- ② 銀行振込【肥後銀行 紺屋町支店(普通)0400087{名義}医療法人金澤会】
- ③ 郵便局振込【01960-4-49991{名義}医療法人金澤会】
- ④ 口座引き落とし

#### 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) (介護予防)小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

#### 6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 7 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

## 8 協力医療機関等

医療機関名	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院
所在地	熊本市西区島崎2丁目22番15号
電話/FAX番号	096-354-1731/096-354-1736
診療科	内科、循環器内科、整形外科、消化器内科、リハビリテーション科、神経内科 等
入院設備	有(夜間・緊急時の対応もいたします)
医療機関名	奥村歯科医院
所在地	熊本市中央区上林町1-19
電話番号	096-353-5448
診療科	歯科
施設名	介護医療院せいじの
所在地	熊本市西区島崎2丁目22番15号
電話/FAX番号	096-354-1731/096-354-1736
施設名	介護老人保健施設 青翔苑
所在地	熊本市西区島崎2丁目21番10号
電話/FAX番号	096-359-5377/096-359-5388

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 非常災害対策

- ・非常災害時は、別途定める消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画に則って対応いたします。
- ・計画書に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、契約者の方も参加していただき行います。

## 11 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者の窓口	所在地	〒860-8515 熊本市西区花園4丁目3番43号
	事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所せいじの大和
	電話番号	096-312-5515 (FAX 096-312-5575)
	対応時間	8:30~17:00(要望があれば左記時間以外にも対応します)
	担当者	管理者 池田 真佐美
	担当者不在時の対応	上記担当者が不在の場合には、当事業所の他の職員が対応し、担当者に確実に伝達します
公的相談窓口		熊本市介護事業指導課 電話 096-328-2793 熊本県国民健康保険団体連合会 電話 096-214-1101

- (1)利用者等から苦情の申し出があった場合、まず上記担当者が直接話を聞き、事実確認を行います。
- (2)担当職員に対する苦情については、法人担当者が、当該職員双方の意見を聴取し、対応策を検討、両者へ説明同意を得ます。上記によって、利用者等の同意が得られ苦情が解決した場合は、利用者等及び当事業所とは常に連携を図り、再発防止の徹底を図ります。
- (3)上記によっても、利用者等の同意が得られなかった場合は、他の介護サービスの選択も辞さない等の措置を講じます。
- (4)苦情等の内容及びその経過については、苦情受付・経過記録書にて管理し、解決後は苦情解決結果報告書に記録し保存します。又、職員に対し、苦情の大小係らず報告することを周知徹底します。
- (5)苦情等の処理・改善は、他業務より優先して行うものとし、利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう周知徹底を図ります。
- (6)当事業所が提供した小規模多機能型居宅介護事業所のサービスにより、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。
- (7)当事業所が提供したサービスに対する苦情申立てが国民健康保険団体連合会及び熊本市担当部署にあった場合は、文書及び物件の提示及び質問・照会等に応じその結果、指導及び助言を受けた場合は、速やかに改善を行います。

## 12 個人情報の保護について

事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

## 13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 17 利用者及びご家族へのお願い

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証をご提示ください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従いご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・職員への贈り物、飲食等のもてなしは必要ありません。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は自己の責任で管理してください。
- ・施設内での宗教活動や政治活動はご遠慮ください。

令和     年     月     日

説明者：(職名)

(氏名)

---